

経済活性化のための 改革工程表

平成16年3月11日

～はじめに～

日本経済は、企業収益が改善し、設備投資が増加するなど着実に回復している。今後は、景気の回復を確かなものとし、これまでの改革の成果を地域や中小企業に浸透させ、雇用環境の一層の改善を図っていくことが必要である。

今回、そうした観点から、内閣府において、経済活性化に関連する 50 の政策項目について、「これまでの対応」、「これまでの成果」、「今後の課題・制度改革により目指す姿」及び「今後の対応」(注)を整理した改革工程表を取りまとめた(平成 16 年 3 月 9 日現在の情報に基づく)。

本改革工程表で取り上げた事項は、政府として強力に推進していくものである。

注)「今後の対応」欄の「16 年度」欄における措置には、一部 15 年度中の措置事項も含まれている。

目 次

1. 企業活動

- ① 起業の促進・廃業における障害の除去・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② ベンチャー育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- ③ 新産業創造戦略の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- ④ 中小企業の経営革新・新事業展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
- ⑤ 知的財産の創造・保護・活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- ⑥ 競争政策の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- ⑦ 司法制度改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

2. 産業・金融の一体再生

- ① 不良債権問題の終結・強固な金融システムの構築・・・・・・・・・・ 22
- ② 産業再生機構、中小企業再生支援協議会、産業活力再生特別措置法等の活用・・・・・・・・ 24
- ③ 産業金融の機能強化等による中小企業等の資金調達の円滑化・・・・・・・・ 27
- ④ 証券市場の構造改革と活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

3. 科学技術、IT

- ① 科学技術創造立国の実現・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ② 産学官連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- ③ 競争的研究資金制度の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- ④ 若手研究者支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- ⑤ e-Japan 戦略 II・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

4. 雇用・人材

- ① 530万人雇用創出プログラムの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
- ② 若者自立・挑戦プランの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
- ③ 長期失業者・ホームレスの自立・就業支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- ④ 職業訓練等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- ⑤ 職業紹介の充実、労働者派遣事業・職業紹介事業に関する規制改革、有期労働契約の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
- ⑥ 雇用維持支援から雇用移動支援への重点化、雇用政策におけるアウトカム目標の明確化・・・・ 57
- ⑦ 女性・中高年齢の就業促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- ⑧ 障害者の雇用促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
- ⑨ 高等教育の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- ⑩ 初等中等教育の改革・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67

5. 地域再生、都市再生、観光立国

- ① 「地域再生推進のためのプログラム」等の推進・・・・・・・・・・・・ 69
- ② 建設業の新分野進出など経営革新・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79
- ③ 農林水産業の構造改革、食料産業の活性化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82
- ④ 都市と農山漁村の共生・対流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
- ⑤ 都市再生の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
- ⑥ 羽田空港再拡張事業の推進及び国際化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93
- ⑦ 観光立国の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94
- ⑧ 港湾物流のサービス向上（ワンストップサービス、フルオープン化の推進等）・・・・・・ 98

6. 対日直接投資、貿易	
① 対日直接投資の促進	100
② WTO・FTAの推進	102
7. 循環型経済社会	
① 環境と経済の両立に係る取組	104
② 地球温暖化対策の推進	106
③ 世界最先端の「低公害車」社会の構築	108
④ 廃棄物・リサイクル対策（ごみゼロ作戦の推進）	109
⑤ バイオマス戦略の推進	112
8. 少子化対策・男女共同参画	
① 待機児童ゼロ作戦の推進	114
② 少子化対策の推進	116
③ 男女共同参画の推進	119
9. 規制改革、特区	
① 規制改革の一層の推進	122
② 構造改革特区の活用、早期の全国展開	127
10. その他	
① PFIの活用	128
② NPOの活動促進	131
③ 消費者政策の強化・消費者保護、個人情報保護	134
④ 持続的な経済社会の活性化のための税制改革	137

分野	1	企業活動
政策項目	①	起業の促進・廃業における障害の除去
関係府省	金融庁、法務省、財務省、経済産業省	
<p><これまでの対応></p> <p>【起業の促進】</p> <p>1. <u>起業家精神の育成</u> (経済産業省)</p> <p>○「起ちあがれニッポン DREAM GATE」 国民各層に対する起業・独立意識の喚起、及び 30 万人以上の起業家予備軍を対象とした総合的な起業支援サービスの提供を行う「起ちあがれニッポン DREAM GATE」事業を昨年7月から実施。</p> <p>○「創業ベンチャー・国民フォーラム」 創業・ベンチャー企業に対する国民の意識を変え、起業家精神の涵養を図るため、起業経験者や有識者をはじめ国民各層の幅広い分野の方々を結集し、シンポジウムの開催等を通じた普及・啓発活動を行う。</p> <p>○起業家教育促進事業 小中高校生を対象とした「体験参加型」の起業家教育のモデル事業を実施。モデル地域において同教育の普及・自立定着を図るなど、成功事例を創出するとともに、周辺地域・全国への成功事例の波及・浸透を目指す。</p> <p>○創業塾(創業希望者を対象に約 30 時間の経営ノウハウの集中研修を実施) 創業に向けて具体的なアクションを起こそうとする者を対象に、事業計画(ビジネスプラン)を完成させ、創業に必要な実践的能力の習得を支援する。</p> <p>2. <u>スタートアップ時の資金供給円滑化</u></p> <p>○新創業融資制度 (財務省、経済産業省) 優れたビジネスプランを持つものに対し、国民生活金融公庫等を通じ無担保・無保証で最大 550 万円までの融資を行う。</p> <p>○起業挑戦支援無担保貸出制度の創設(平成 14 年 11 月) 「改革加速のための総合対応策」(総合デフレ対策)を受け、創業・新規開業の支援のため、「起業挑戦支援無担保融資制度」(上限3千万円)を創設(商工組合中央金庫)。</p> <p>○ベンチャーファンド出資制度 (経済産業省) 有望ベンチャー企業に対して投資を行うベンチャーファンド(投資事業有限責任組合)に対して、中小企業総合事業団から出資総額の2分の1、10 億円を上限として出資を行う。民間資金投資の呼び水として機能。</p> <p>○エンジェル税制 (財務省、経済産業省) 平成 15 年度税制改正において、ベンチャー企業の資金調達の更なる円滑化を図るため、投資時点で、「他の株式譲渡益が発生した場合、その同額の範囲において株式譲渡益の控除を行う」等の拡充措置を講じたところ。</p> <p>3. <u>創業・起業を容易にする制度設計</u> (法務省、経済産業省)</p> <p>○最低資本金規制特例 商法の最低資本金規制に係る特例を設け、新たに創業する者について、資本金1円からの会社設立を可能とするとともに、設立後5年間は当該規制を適用しない等を内容とした「中小企業挑戦支援法」を昨年2月に施行。</p> <p>○LLCの早期創設 ・我が国におけるLLC類似組織に対する経済界のニーズ、海外における利用の実態等につきアンケート調査、ヒアリング調査等を実施。 ・事業組織形態に係る私法上の規制の在り方については、平成 17 年の法案提出を目途としている会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討されており、これに向けて法制審議会においても検討。</p> <p>【廃業における障害の除去】</p> <p>○倒産法制の整備 (法務省) 破産法の改正のため、法制審議会において検討が続けられてきた。</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	①	起業の促進・廃業における障害の除去
<p><これまでの成果></p> <p>○新分野で事業所数が急増(平成8年→13年)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気通信業(200%増)、老人福祉業(80%増)、ソフトウェア業(50%増) <p>【起業の促進】</p> <p><u>1. 起業家精神の育成</u></p> <p>○「起ちあがれニッポン DREAM GATE」(平成16年3月3日時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザー登録者数:20万3千人 ・インターネット相談件数:2,762件 ・面談サービス:367件 <p>○「創業ベンチャー・国民フォーラム」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シンポジウム参加者:4,150名(平成14年度) ※シンポジウム参加者の75%が参加後、創業ベンチャーに対する意識が変化・喚起されている。 <p>○起業家教育促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年度事業 対象生徒数約4,500名(小学校22校、中学校14校) ・平成15年度事業(※平成16年2月9日時点) 対象生徒数約6,400名(小学校45校、中学校23校、高等学校3校) <p>○創業塾</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数:約7,000人(平成14年度) ※修了者アンケートでは受講後、約3割が開業に結びついている。 <p><u>2. スタートアップ時の資金供給円滑化</u></p> <p>○新創業融資制度等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新創業融資制度の融資実績:約8,700件、約270億円(平成16年2月6日時点(平成14年～)) ・国民生活金融公庫の新規開業者向け融資実績(新創業融資制度の融資実績を含む):約30,600件、約1,800億円(平成14年度) ・年間約11万人を超える雇用創出に寄与(国民生活金融公庫推計) <p>○起業挑戦支援無担保貸出制度の創設(平成16年1月時点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資先企業:518件 ・融資額:約51億円 <p>○ベンチャーファンド出資制度(平成16年2月9日時点(平成11年～))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資先ファンド件数:30ファンド ・投資先企業:約570社 ・投資総額約475億円 ・株式公開企業数:23社 <p>○エンジェル税制(平成16年2月25日時点(平成9年6月～))</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資家:1,018名 ・投資先企業:43社 ・投資額:9.4億円 <p><u>3. 創業・起業を容易にする制度設計</u></p> <p>○最低資本金規制特例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年2月27日時点の実績※()内は資本金1円の会社 申請件数:12,367件(536件) 設立件数:9,408件(399件) 		

分野	1	企業活動
政策項目	①	起業の促進・廃業における障害の除去
<p>※最低資本金(株式会社 1,000 万円、有限会社 300 万円)以上の増資を行って本特例制度の対象外となった企業は 311 社</p> <p>○LLCの早期創設 ・これまでのニーズ調査等の結果を取りまとめた報告書(「人的資産を活用する新しい組織形態に関する提案－日本版LLC制度の創設に向けて－」)を平成 15 年 11 月 17 日に对外公表。</p> <p>○OLPSの早期創設 ・平成 10 年度に法律が制定されてから、現在約 350 組合が登記されている(平成 15 年 10 月時点)</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>【起業の促進】</p> <p>1. <u>起業家精神の育成</u></p> <p>○「起ちあがれニッポン DREAM GATE」 開業創業倍増計画の達成を目指す。(平成 18 年までに開業数倍増)</p> <p>○「創業ベンチャー・国民フォーラム」 開業創業倍増計画の達成を目指す。(平成 18 年までに開業数倍増)</p> <p>○起業家教育促進事業 チャレンジングで創造性に富んだ自律的な能力を有する「起業家的人材」の大量輩出。</p> <p>○創業塾 創業人材の輩出を図る。</p> <p>2. <u>スタートアップ時の資金供給円滑化</u></p> <p>○新創業融資制度 新創業融資制度の活用により、資金供給の円滑化を図る。</p> <p>○ベンチャーファンド出資制度 開業創業倍増計画の達成を目指す(平成 18 年までに開業数倍増)</p> <p>3. <u>創業・起業を容易にする制度設計</u></p> <p>○最低資本金規制特例 開業創業倍増計画と平成 17 年の商法改正の結果を踏まえ、最低資本金規制特例の恒久措置化を目指す。</p> <p>○LLCの早期創設 経済界のニーズに基づき早期にLLC類似制度を導入することによって、起業者にとって魅力的な事業形態の選択肢を提供する。これによってサービス産業や情報産業等、人的資産を元手にする産業分野の創業が増加し、産業構造の高度化、経済の活性化に貢献する事が期待される。</p> <p>○OLPSの早期創設 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正により、ファンドの投資対象や投資手法が拡充されることによって、資金を必要とする企業に、円滑な供給がなされることが期待される。 また、証券取引法の改正により、組合型ファンドへの投資家保護が適切に図られることが期待される。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16 年度</p> <p>【起業の促進】</p> <p>1. <u>起業家精神の育成</u></p> <p>○「起ちあがれニッポン DREAM GATE」 (経済産業省) 「ベンチャー企業派遣型インターンシップ」事業の自立・定着支援</p> <p>○「創業ベンチャー・国民フォーラム」 (経済産業省) 創業意識喚起の着実な実施を図る</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	①	起業の促進・廃業における障害の除去
○起業家教育促進事業		(経済産業省)
同事業の対象地域の増加。		
○創業塾		(経済産業省)
平成16年度からは、新事業展開を目指す若手後継者等を対象とした経営戦略等の知識等必要なスキルの修得を支援する「第二創業塾コース」を開設し、拡充の予定。		(経済産業省)
2. スタートアップ時の資金供給円滑化		
○新創業融資制度		(財務省、経済産業省)
新創業融資制度の拡充：貸付限度額を平成16年度より750万円に引き上げ予定。		
○ベンチャーファンド出資制度		(経済産業省)
投資対象拡大のため出資要件の緩和を検討		
○エンジェル税制		(金融庁、財務省、経済産業省)
平成16年度税制改正において、ベンチャー企業の資金調達の更なる円滑化を図るため、適用対象となる特定中小会社の範囲に一定のグリーンシート銘柄会社や一定のベンチャーファンドを通じて投資される会社を追加する等制度を拡充する。		
3. 創業・起業を容易にする制度設計		
○最低資本金規制特例		(経済産業省)
施行後1年間に同制度を利用して会社を設立した方々約8千5百名を対象とした実態調査を、本年2月から実施。報告書を3月中にとりまとめ、4月中～下旬に公表予定。		
○LPSの早期創設		
中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律案を今通常国会に提出済		(金融庁、経済産業省)
<ul style="list-style-type: none"> ・有限責任組合の投資対象を更に拡大(中小企業要件の撤廃、未公開要件の撤廃) ・事業内容の充実(出資先企業の債権取得、出資先企業への融資、他の投資事業組合への出資要件の緩和)。 		
証券取引法等の一部を改正する法律案を今通常国会に提出予定済		
<ul style="list-style-type: none"> ・投資事業有限責任組合の出資持分等についてみなし有価証券とし、投資家保護の仕組みを適用。 		
○不動産担保主義の見直し		(法務省)
動産譲渡の登記制度を創設し、債権譲渡の登記制度を見直すことにより、企業が在庫・売掛債権等を担保として資金調達することがより円滑となり、不動産担保への過度の依存から脱却することができるよう、関係法案を平成16年度中に国会に提出する予定。		
【廃業における障害の除去】		
○倒産法制の整備		(法務省)
法制審議会の答申を受けて、破産法案を今通常国会に提出。		
※破産手続開始前の債務者の財産の保全のための制度の拡充、破産財団に属しない自由財産の範囲の拡張、破産手続における各種の債権の優先順位の見直し、否認制度の整備等の措置を講ずる。		
○個人保証の適正化		(金融庁、法務省、財務省、経済産業省)
<ul style="list-style-type: none"> ・個人保証、特に、期間や金額に制限のない根保証のあり方について、円滑な金融を阻害しないよう留意しつつ、適正化を図るため、平成16年度中に、法制審の答申を経て法案提出を検討。 ・中小企業による新事業への挑戦を支援するため、経営者本人の個人保証を徴求しない代わりに、金利を上乗せして貸し付けを行う融資制度を創設予定(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)。また、小規模企業等への支援を強化するため、担保や保証人を徴求しない代わりに、金利を上乗せして貸し付けを行う融資制度(新創業融資制度(550万→750万)・第三者保証人等を不要とする融資(1,000万→1,500万))について、融資限度額を引き上げる予定(国民生活金融公庫)。 		

分野	1	企業活動
政策項目	①	起業の促進・廃業における障害の除去
<p>17年度以降</p> <p>【起業の促進】</p> <p>3. <u>創業・起業を容易にする制度設計</u></p> <p>○最低資本金規制特例 （法務省） 商法における最低資本金制度は下限額の引き下げ又は撤廃の方向で、平成17年の法案提出を目途としている会社法制の現代化に係る議論の一環として、法制審議会において総合的に検討。</p> <p>○LLC制度の早期創設 （法務省、経済産業省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期にLLC類似制度（「有限責任の人的法人制度」）を我が国に導入するため、その制度設計について検討を進めるとともに、制度創設に向けて関係省庁と協議を進めていく予定。 ・事業組織形態に係る私法上の規制の在り方については、会社法制の現代化に係る議論の一環として総合的に検討し、法制審議会においても検討をすすめる、平成17年を目途に法案を提出する予定。 		

分野	1	企業活動
政策項目	②	ベンチャー育成
関係府省	法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	
<p><これまでの対応></p> <p>【ベンチャー育成】</p> <p><u>1. 大学発ベンチャーの育成</u></p> <p>○以下の施策等を通じて、「大学発ベンチャー1,000社計画」を促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実用化を目指した産学共同研究開発に対する補助事業(マッチングファンド事業) (経済産業省) ・TLO(技術移転機関)の整備による大学研究成果の産業界への移転促進 (文部科学省、経済産業省) ・大学発ベンチャーに対する経営専門家派遣事業 (経済産業省) ・大学発ベンチャー等、企業の経営を担う技術経営(MOT)人材の育成に必要な人材育成プログラムの開発支援 (文部科学省、経済産業省) ・大学等の研究成果をもとにベンチャーを起業するために必要な研究開発の支援 (文部科学省) <p><u>2. スピンオフベンチャーの育成</u></p> <p>○以下の施策を通じてスピンオフベンチャー起業を促進 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新技術の実用化開発に取り組む事業者に対して、その開発に要する経費の一部を補助する産業技術実用化開発補助事業において、スピンオフベンチャー等研究開発型ベンチャー枠を創設 ・スピンオフの普及・広報のための「スピンオフ・フォーラム」の開催、「スピンオフ・ハンドブック」の作成 「スピンオフ・フォーラム」 <ul style="list-style-type: none"> :実際のスピンオフベンチャー、政府、経済団体等の関係者が、スピンオフに伴う各種の問題点について意見交換。平成15年度には2回開催 「スピンオフ・ハンドブック」 <ul style="list-style-type: none"> :スピンオフの成功例をまとめ、スピンオフを志す個人に配布(平成16年3月発行予定) ・産業再生法による支援 <ul style="list-style-type: none"> 平成15年4月の産業再生法改正において、一定の要件を満たすMBO・EBO等によるスピンオフベンチャー等に対して産業基盤整備基金が出資を行う制度を拡充 <p><u>3. その他のベンチャー育成施策</u></p> <p>○中小企業の技術開発支援として以下施策等を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業が行う新製品、新技術等に関する研究開発について、その開発に要する経費の一部を補助する創造技術研究開発事業 (経済産業省) ・我が国製造業の基盤的・戦略的分野の技術開発プロジェクトを支援する戦略的基盤技術力強化事業 (経済産業省) ・実用化研究の支援(大学等の研究成果の事業化に向けた開発をベンチャー企業等に委託、大学等の研究成果について研究開発型中堅・中小、ベンチャー企業と共同で試作品(モデル)を制作等) (文部科学省) ・SBIR(中小企業技術革新制度)の着実な実施 <p>○IT活用型経営革新モデル事業等を通じた中小企業のIT化支援 (経済産業省)</p> <p>○ITベンチャー支援策の実施 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・優れた案件の事業化支援、IPA(情報処理推進機構)による中小ITベンチャー企業に対する債務保証の提供等 <p><u>4. 研究施設の整備等</u> (文部科学省)</p> <p>○ベンチャー起業化のための実用化研究を実施するインキュベーション施設の整備(平成15年度末現在23国立大学に設置済)や、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発等を支援するためのベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの設置(平成15年度末現在国立の理工系45大学に設置済)など、ベンチャー創出等のための研究開発拠点の整備を推進。 (文部科学省)</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	②	ベンチャー育成
<p>○このほか、大学発ベンチャーがその事業のために国立大学等の施設を有償で使用できるよう制度改正を実施(平成 14 年度)。(文部科学省)</p>		
<p><これまでの成果> 【ベンチャー育成】 1. 大学発ベンチャーの育成 ○最近の統計によると、大学発ベンチャー企業数は、 ・614 社(平成 15 年8月末現在、文部科学省調べ) <平成 14 年度に比べて 190 社、45%の増> (政府系研究施設発ベンチャーを含めると 654 社)</p> <p>2. スピンオフベンチャーの育成 ○平成 15 年度産業技術実用化開発補助事業において、8件の企業発(スピンオフ)ベンチャー、大学発ベンチャー案件を採択済み。</p> <p>3. その他のベンチャー育成施策 ○中小企業の技術開発支援 ・創造技術研究開発事業:平成 15 年度に研究開発176テーマを採択し、研究開発を実施中。 ・戦略的基盤技術力強化事業:平成 15 年度に金型・ロボット部品分野に対し全国公募を実施し、30 テーマを採択。(経済産業省) ・委託開発事業:平成 14 年度に大学等の研究成果をもとに実用化(製品化)開発を行うため、高度先端技術分野などの4分野に対して全国公募を実施し 14 課題を新規採択 (文部科学省) ・研究成果最適移転事業:平成 15 年度に大学等の研究成果をもとに試作品を開発するため、全国公募を実施し 58 課題を新規採択 (文部科学省) ・SBIR(中小企業技術革新制度)の着実な実施:中小企業者等向け支出目標額の着実な増加。(平成 15 年度は約 280 億円)なお、平成 14 年度においては約 250 億円の支出目標額</p> ○IT活用型経営革新モデル事業 ・中小企業のIT化を図る先導的なモデル 62 テーマを採択し、モデル事業を実施中。		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿> 【ベンチャー育成】 1. 大学発ベンチャーの育成 ○「大学発ベンチャー1,000 社計画」の達成を目指す。 ○大学等の優れた研究成果を企業化に結びつけるために必要な基礎研究段階から企業化段階の間の開発・スケールアップ段階の研究開発(いわゆる「死の谷」)は、リスクが高いことから研究開発資金の調達が困難なため、大学発ベンチャー創出支援の効果が十分生かされていない一因となっている。このため、「死の谷」の段階における研究開発の支援を通じて、効率的な大学発ベンチャー創出を図る。</p> <p>2. スピンオフベンチャーの育成 ○企業発(スピンオフ)ベンチャーの創出を促進し、我が国の民間企業における研究開発投資の効率化、イノベーションの活性化等を推進。</p>		
<p><今後の対応> 16 年度 【ベンチャー育成】 1. 大学発ベンチャーの育成 ○引き続き、以下の施策を通じて、「大学発ベンチャー1,000 社計画」を促進</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	②	ベンチャー育成
<ul style="list-style-type: none"> ・実用化を目指した産学共同研究開発に対する補助事業(マッチングファンド事業) (経済産業省) ・TLOの整備、大学発ベンチャーに対する経営専門家派遣事業 (文部科学省、経済産業省) ・MOT人材育成プログラムの開発支援 (経済産業省) ・「死の谷」の段階における研究開発支援を強化し、大学発ベンチャー企業の創出に必要な研究開発を一貫して支援する「大学発ベンチャー創出推進のための事業」を推進。 (文部科学省) ・ベンチャー育成等に必要の人材の育成・確保を一層進める (文部科学省) <p>2. スピンオフベンチャーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業技術実用化開発補助事業などを通じて、企業発(スピンオフ)ベンチャー等に対する支援の充実に取り組む。 (経済産業省) ○年金制度改革と併せて労働移動に対応し、ポータビリティが確保された確定拠出年金の拠出限度額の引上げを図る予定 (財務省、厚生労働省、経済産業省) (例: 企業型(他の企業年金が無い場合):月額 3.6万円 → 4.6万円) 		
17年度以降		

分野	1	企業活動
政策項目	③	新産業創造戦略の策定
関係府省	経済産業省、関係府省	
<p><これまでの対応></p>		
<p><これまでの成果></p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>国際的な産業再編の進展や中国・韓国等との国際競争が激化する中、世界に通用する産業群を創出するとともに、地域経済の活性化を図る必要がある。</p> <p>このため、新産業創造戦略では、(1)裾野産業を含めて、将来の成長が期待できる産業の育成・発展、(2)既存産業における企業の競争力強化、(3)地域経済・雇用を支える新産業創造と既存産業の高付加価値化に向けて、総合ビジョンを策定する。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>本年5月を目途にとりまとめ予定。 (経済産業省)</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	④	中小企業の経営革新・新事業展開
関係府省	法務省、財務省、経済産業省	
<p><これまでの対応></p> <p><u>中小企業の経営革新・新事業展開</u> (財務省、経済産業省)</p> <p>○中小企業経営革新支援法(平成11年～)等による支援 中小企業が新商品、新役務の開発等新たな取り組みを図る経営革新計画を作成し、県知事等の承認を受けた場合に政府系金融機関による低利融資、中小企業信用保険の特例等により支援。</p> <p>○中小企業創造活動促進法(平成7年～)による支援 中小企業が創造的な事業活動への取り組みを図る研究開発等事業計画を作成し、都道府県知事の承認を受けた場合に中小企業信用保険の特例等により支援。</p> <p>○成長新事業育成特別融資の積極的活用 新しい技術の活用、特色ある財・サービスを提供し、高い成長性が見込まれる事業を行う中小企業を支援する制度。新たな事業を事業化させて概ね7年以内の中小企業者が対象。担保が不足する場合は、担保特例及び無担保の社債および新株予約権を中小公庫が取得して資金を供給する制度がある。(中小企業金融公庫)</p> <p>○起業挑戦支援無担保貸出制度の積極的活用 独創的なアイデア等により新たな事業を創造する、創業1年以上7年以内の中小企業者に対して無担保で融資を行う制度。(商工組合中央金庫)</p> <p>○中小企業総合展 全国の中小企業が持つ優れた新商品、新技術等を展示やプレゼンテーションにより紹介し、中小企業の重要な課題である販路開拓・取引拡大を促進するビジネスマッチングの場を提供する。</p> <p>○OB人材マッチング事業:販路開拓など社内人材だけでは解決が困難な中小企業が直面する様々な経営課題を克服するため、商工会議所等において、優れた経営ノウハウや広範な人脈を有する企業のOBなどをデータベースに登録し、中小企業向けに活用を促す。</p> <p>○中小企業の技術開発支援 ・中小企業が行う新製品開発等を支援する創造技術研究開発事業、我が国製造業の基盤的・戦略的分野の技術開発プロジェクトを支援する戦略的基盤技術力強化事業等を実施。 ・SBIR(中小企業技術革新制度)の着実な実施</p> <p>○中小企業のIT化支援 中小企業がITを活用して行う経営革新を支援するIT活用型経営革新モデル事業等を実施。</p>		
<p><これまでの成果></p> <p><u>中小企業の経営革新・新事業展開</u></p> <p>○中小企業経営革新支援法(以下「法」という。)による経営革新計画の承認件数は、12,703件、中小企業等経営革新等支援貸付の利用実績は、9,211件、5,373億円(平成11年7月～平成16年1月)、信用保証特例の利用実績は3,949件、1,079億円(平成11年7月～平成15年12月)。 また、経営革新計画を終了した企業に対しフォローアップ調査(抽出)を実施したところ、付加価値額または従業員1人あたりの付加価値額の伸びが年率3%以上となっている企業があわせて5割を超えている。</p> <p>※経営革新計画は、法第3条の規定に基づき経済産業大臣が定めた「中小企業の経営革新に関する指針」(平成11年通商産業省告示第403号)において、3年から5年の計画で、期間中に付加価値額または従業員1人あたりの付加価値額を年率3%以上伸ばすことを目標とすることとされている。</p> <p>○中小企業創造活動促進法第4条に規定する研究開発等事業計画の認定を受けた中小企業は、10,328社、信用保証特例の利用実績は3,115件、758億円(平成7年～平成15年9月)、地域活性化創造技術研究開発事業は、2,919件、168億円(平成7年～平成15年) また、認定事業者に対して、認定取得後の資本金、売上高、従業員数並びに事業化率についてフォローアップ調査を実施したところ、資本金が増加した企業(28.4%)、売上高が増加した企業(49.2%)、従業員数が増加し</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	④	中小企業の経営革新・新事業展開
<p>た企業(39.3%)、既に事業化した企業(36.2%)となっている。(平成14年7月調査時点)</p> <p>○成長新事業育成特別融資:承諾件数1,045件、承諾額約411億円(平成16年1月末まで)</p> <p>○起業挑戦支援無担保貸出制度:承諾件数518件、承諾額約51億円(平成16年1月末まで)</p> <p>○中小企業総合展実績:平成15年度は、9月10日～12日に大阪(インテックス大阪1～2号館)、10月29日～31日に東京(東京ビッグサイト東1～3ホール)にて実施。</p> <p>大阪は、292企業・グループが出展、48支援機関が参加し、4.2万人が入場、 東京は、715企業・グループが出展、61支援機関が参加し、9.1万人が入場。</p> <p>○OB人材マッチング事業実績:OB人材登録1,131名、マッチング件数251件(平成15年10月～16年1月)</p> <p>○中小企業の技術開発支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創造技術研究開発事業:平成15年度、研究開発176テーマを採択し、研究開発を実施中。 ・戦略的基盤技術力強化事業:平成15年度、金型・ロボット部品分野に対し全国公募を実施し、30テーマを採択。研究開発を実施中。 ・SBIR(中小企業技術革新制度)の着実な実施:中小企業者等向け支出目標額の着実な増加。 (平成15年度は約280億円)なお、平成14年度においては約250億円の支出目標額 <p>○IT活用型経営革新モデル事業:中小企業のIT化を図る先導的なモデル62テーマを採択し、モデル事業を実施中。</p>		
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p><u>中小企業の経営革新・新事業展開</u></p> <p>優れたアイデアや技術を持っているにもかかわらず、資金や商品開発・販路開拓のノウハウがないために、新事業展開が困難な既存中小企業に対して、官民が力をあわせて資金供給及び販路拡大等踏み込んだ経営支援を同時に実施するとともに、人材の確保や能力向上に対する支援、さらには潜在的な競争力を有する中小企業の連携構築を促進することにより、既存中小企業の事業化を支援し、もって我が国経済の活性化を図る。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p><u>中小企業の経営革新・新事業展開</u> (経済産業省)</p> <p>我が国経済の核となっている中小企業の新事業展開への挑戦に対し、事業化に至るまで一貫した支援策を国として講ずるとともに、中小企業の経営革新の着実な推進を図る。</p> <p>(1)新事業展開支援</p> <p>○がんばれ！中小企業ファンドの創設</p> <p>優れたアイデアや技術を有する中小企業の新事業展開に対して、中小企業総合事業団が民間パートナーとともにファンドを組成し、資金供給および販路開拓等の経営支援をあわせて実施。</p> <p>○スタートアップ支援事業</p> <p>実用化研究開発や事業化に対する資金面での助成とともに、ビジネスプランの具体化・実用化に向けたコンサルティング等を一体的に実施することにより、事業化を強力に支援する。</p> <p>○新連携対策委託事業</p> <p>競争力のある中小企業が付加価値の高い商品やサービスの開発・販売を実現するため、連携先企業・大学の発掘、連携組織の構築のために必要な経費を支援。</p> <p>○マッチング支援事業</p> <p>中小、ベンチャー企業の製品・サービスの紹介の場、具体的なビジネスプランの発表の場を提供し、販路拡大や投資家・経営パートナーとのマッチングを支援。</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	④	中小企業の経営革新・新事業展開
<p>○OB人材マッチング事業 販路開拓など社内人材だけでは解決が困難な中小企業が直面する様々な経営課題を克服するため、商工会議所等において、優れた経営ノウハウや広範な人脈を有する企業のOBなどをデータベースに登録し、中小企業向けに活用を促す。</p> <p>○創業塾の拡充 創業予定者に加え、新事業展開等を目指す既存中小企業者や若手後継者等を対象に「第2創業コース」を新たに創設。</p> <p>○中小企業による新事業への挑戦を支援するため、経営者本人の個人保証を徴求しない代わりに金利を上乗せして貸付を行う融資制度を創設予定(中小企業金融公庫、商工組合中央金庫)</p> <p>(2)経営革新支援</p> <p>○中小企業経営革新支援法に基づく中小企業の経営革新の着実な推進。</p> <p>○中小企業総合展 平成 16 年度においても、新市場創出と販路開拓による中小企業の経営革新の促進を図るため、優れた製品・技術等を有する中小企業が展示やプレゼンテーション等により他の出展者と来場者とのマッチングを行う機会を創出する。 東京(9月開催予定)は、680 企業等、大阪(10 月開催予定)は、330 企業等が参加予定。</p>		
<p>17 年度以降</p> <p><u>中小企業の経営革新・新事業展開</u> 中小企業の新事業展開の推進や経営革新支援に係る所要の施策について引き続き、着実な実施を図る。</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	⑤	知的財産の創造・保護・活用
関係府省	知的財産戦略本部、司法制度改革推進本部、内閣府、警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省	
<p><これまでの対応> 知的財産基本法(平成15年3月成立)及び「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(以下、知財推進計画 平成15年7月決定)に基づき、以下の施策を推進。</p> <p>1. 知的財産の創造</p> ○大学等における知的財産の創出・取得・管理・活用を戦略的にマネジメントできる体制を充実・強化(大学知的財産本部整備事業 平成15年7月より整備開始)。(文部科学省) ○大学等の研究成果の特許化支援(技術移転支援センター)、知的財産・MOTなどの専門人材の養成等を実施。(文部科学省) ○技術移転機関(TLO)を支援。(文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省) ○大学発ベンチャーを促進。(文部科学省、経済産業省) ○日本版バイ・ドール制度を活用。(文部科学省、経済産業省) <p>2. 知的財産の保護</p> <p>【知的財産の保護の強化】</p> ○特許審査の迅速化、紛争処理機能の強化等 ・出願・審査請求構造改革に向けた特許関連料金の改正、特許審判等紛争処理制度の改正(「特許法」等改正 平成15年5月成立)。(経済産業省) ・特許権等に関する訴訟の専属管轄化、専門委員制度の導入等(「民事訴訟法等の一部を改正する法律」平成15年7月成立)。(法務省) ・訴訟における権利者の立証負担の軽減(「著作権法の一部を改正する法律」平成16年1月施行)。(文部科学省) ・侵害行為、損害額の立証容易化(「不正競争防止法の一部を改正する法律」平成16年1月施行)。(経済産業省) ○知的財産の保護制度の強化 ・遺伝子組換え製剤や培養皮膚シート等の医療機器を製造するための方法を特許付与の対象として明示(「特許審査基準」改定 平成15年8月)。(経済産業省) ・植物新品種の保護を強化 一 育成者権侵害への罰則を強化(「種苗法の一部を改正する法律」平成15年7月施行)。(農林水産省) 一 育成者権侵害物品を輸入禁制品に追加(「関税定率法の一部を改正する法律」平成15年4月施行)。(財務省、農林水産省) ・営業秘密の侵害行為に対する刑事罰の導入(上記「不正競争防止法の一部を改正する法律」)。(経済産業省) ○特許出願手続きの国際調和の推進 ・発明の単一性の規定の国際調和、国際出願は自動的に全締約国への出願とみなす制度の導入に伴う法律の整備、国際出願手数料の改定等(上記「特許法」等改正)。(経済産業省) <p>【模倣品・海賊版対策】</p> ○海外市場対策の強化 (警察庁、外務省、文部科学省、経済産業省) ・侵害発生国との協議の開催、JETRO、大使館・領事館の活動の強化、国際知的財産保護フォーラム官民合同訪中代表団の派遣(平成14年12月)等による、アジア地域等における我が国知的財産権侵害品の氾濫への対策強化。 ・APEC閣僚会議・首脳会議において、知的財産権の適切な保護・管理を促進する旨を確認。		

分野	1	企業活動
政策項目	⑤	知的財産の創造・保護・活用
<p>○水際及び国内での取締りを強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特許権、意匠権、実用新案権について輸入差止申立て制度の対象に追加、特許権等の技術範囲等の専門的判断について特許庁長官への意見照会の制度化(上記「関税定率法の一部を改正する法律」)。(財務省) ・インターネット上の不正商品売買等の取締りを強化等。(警察庁) <p>3. 知的財産の活用</p> <p>○企業の知的財産戦略に参考となるべき指針を策定 (経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業による知的財産戦略に参考となるべき3つの指針(①「知的財産取得・管理方針」、②「営業秘匿管理指針」、③「技術流出防止指針」)を平成14年度に策定・公表。 ・知的財産の情報開示の目安を「知的財産情報開示指針」として掲示(平成16年1月)。 <p>4. コンテンツビジネスの拡大</p> <p>○コンテンツの海外事業展開を支援 (経済産業省)</p> <p>○著作物の保護・活用(上記「著作権法の一部を改正する法律」)。(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・映画の著作物の保護期間を「公表後50年」から「公表後70年」に延長する等。 <p>○映画・映像をはじめとするメディア芸術の振興 (文部科学省)</p> <p>○ブロードバンド・コンテンツの制作・流通の促進 (総務省)</p> <p>○デジタルアーカイブの高度利活用の促進 (総務省)</p> <p>5. 人材の育成</p> <p>○知的財産教育も含め高度専門職業人養成に特化した教育を行う法科大学院をはじめとする専門職大学院制度を創設(平成15年3月)。(文部科学省)</p>		
<p><これまでの成果></p> <p>1. 特許出願数等の増加</p> <p>○平成15年の日本の特許の国際出願件数 16,774件(ドイツを上回り、世界2位へ上昇)。</p> <p>○特許等使用料の国際収支が黒字に転換(平成14年 ▲733億円 → 平成15年 1,512億円)。</p> <p>2. 大学等における知的財産の創造・保護・活用のための整備</p> <p>○大学知的財産本部整備事業－43件(平成15年7月現在)</p> <p>○承認TLO 平成10年制度開始、平成14年度28機関、平成15年度36機関と増加。</p> <p>○承認TLOによる特許出願件数 平成11年度280件、平成14年度1,335件と増加。</p> <p>○承認TLOによる実施許諾件数 平成12年度98件、平成14年度349件と増加。</p> <p>○認定TLO 平成10年制度開始 平成14年度3機関、平成15年度5機関と増加。</p> <p>3. 知的財産の保護</p> <p>○水際及び国内での模倣品・海賊版の取締りを強化。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸入差止実績が向上 → 平成14年 6,978件(対前年比2.5倍) <p>4. 人材の育成</p> <p>○68校の法科大学院を認可(平成16年4月開設予定。これら全ての法科大学院において知的財産関連の授業科目が開設予定)。</p>		

分野	1	企業活動
政策項目	⑤	知的財産の創造・保護・活用
<p><今後の課題・制度改革により目指す姿></p> <p>○知的財産高等裁判所の創設による知的財産紛争処理の迅速化、「順番待ち期間ゼロ」の特許審査の実現、模倣品・海賊版対策の強化を図り、「知的財産立国」による国際競争力の強化及び活力ある経済社会を実現。</p> <p>○世界で高く評価されている映画、アニメ、ゲームソフトなどの著作物を活用したビジネスを振興するとともに、文化・芸術を生かした豊かな国づくりを進める。</p>		
<p><今後の対応></p> <p>16年度</p> <p>○「知的財産推進計画」の改訂版を決定(平成16年春頃)。 (知的財産戦略本部)</p> <p>1. 知的財産の創造</p> <p>○大学等における知的財産の創造・保護・活用に取り組むことができるよう環境整備を一層充実・強化するとともに、必要な人材の育成・確保を進める。 (文部科学省)</p> <p>○大学等の知的財産活性化の在り方について、総合科学技術会議知的財産戦略専門調査会で報告をまとめる予定(平成16年5月を目途)。 (内閣府)</p> <p>○職務発明に係る対価が適正に定められるようにするため、その定め方に関する規定を整備する(「特許審査迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出済)。 (経済産業省)</p> <p>2. 知的財産の保護</p> <p>【知的財産の保護の強化】</p> <p>○特許審査の迅速化、紛争処理機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来技術調査のアウトソーシング拡充、出願人による従来技術調査へのインセンティブ付与等、関係規定を改正(「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出済)。 (経済産業省) ・知的財産に関する事件における裁判所調査官の権限拡大及び明確化、営業秘密の保護の強化及び侵害行為の立証の容易化、特許権等の侵害訴訟と無効審判との関係の整理等、関係規定を改正(「裁判所法等の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出済)。 (司法制度改革推進本部) ・知的財産関係事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため知的財産高等裁判所を設置(「知的財産高等裁判所設置法案」を今通常国会に提出済)。 (司法制度改革推進本部) ・審査順番待ち案件の一掃のための臨時措置として、現時点で今後5年間で合計500名程度を想定した任期付特許審査官の大幅増員(平成16年度は98名の増員を予定)。 (経済産業省) <p>○知的財産の保護制度の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産戦略本部の専門調査会において、「医療関連行為の特許保護の在り方」についての提言を取りまとめる予定(平成16年度の早い時期を目途)。 (知的財産戦略本部) <p>【模倣品・海賊版対策】</p> <p>○海外市場対策の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国権利者の権利行使支援のため、侵害発生国の実態を踏まえたマニュアルの作成等。 (文部科学省、経済産業省) ・自由貿易協定(FTA)/経済連携協定(EPA)や二国間税関協力協定に、取締りの強化や情報交換に資する規定を盛り込むよう努力。 (外務省、財務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省) ・アジア地域における知的財産権保護意識の向上の促進、JETROを活用した情報収集を実施するとともに、侵害品の取締りを強化。 (警察庁、文部科学省、経済産業省) ・アジア地域の警察・税関・裁判所等の執行職員に対する人材育成教育を実施。 (文部科学省、経済産業省) 		